

令和 8 年 7 月 1 日

治山林道課長

令和 8 年 7 月高知県森林整備保全事業に係る積算基準の改正について（通知）

このことについて、林野庁において、令和 8 年 4 月に森林整備保全事業標準歩掛等が一部改正されました。つきましては、本県の森林整備保全事業に係る積算基準についても、下記のとおり改正内容の一部を適用することとしましたので通知します。

記

1 適用する改正通知一覧

- ・ 森林整備保全事業積算要領
- ・ 森林整備保全事業標準歩掛
- ・ 森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式試行実施要領
- ・ 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について
- ・ 森林整備保全事業工事標準仕様書
- ・ 森林整備保全事業建設機械経費積算要領の制定について
- ・ 森林整備保全事業発注者支援業務委託実施要領

2 他留意点

積算にあたっては治山林道事業留意事項及びその他積算に関する通知など各積算基準を参照すること。

3 適用年月日

令和 8 年 7 月 1 日以降の設計積算に係るものから適用とする。